

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号。以下「定期調査告示」という。）第2の規定により市長が付加する定期調査等（法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検をいう。）の項目（法第12条第2項に規定する点検にあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

	調査項目	調査方法	判定基準	補足事項
建築物 の内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げ	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）の取付けの状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）又は触診により確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査又は同条第4項の規定に基づく点検（以下「定期検査等」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	取付けが堅固でないこと。

<p>る戸に限る。以下この表において同じ。)</p>				
	<p>人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況</p>	<p>扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。</p>	<p>防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。</p>	
	<p>常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</p>	<p>目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。</p>	<p>常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</p>	<p>本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4建築物の内部</p>

			(29)に掲げる調査は省略する。
各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4建築物の内部(30)に掲げる調査は省略する。
常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4建築物の内部(31)に掲げる調査は省略す

					る。
		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4建築物の内部(32)に掲げる調査は省略する。
居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。		
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	

避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。	
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあ	排煙設備が作動しないこと。	

		に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	っては、当該記録により確認することで足りる。		
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。	
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	

備考 この表において、調査対象とする常閉防火扉は各階の主要なものに限る。